第三条の二第一項中「（同条第二項」を「（同条第二項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　前項に掲げるもののほか、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第四項の規定により平成二十四年十一月十五日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）にあっては、令第四条第二項の原子力規制委員会規則で定める場合は、同条第二項又は第三項の定めるところにより検出された放射線量から最近三か月間における同条第二項又は第三項の定めるところにより検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が、同条第一項の放射線量を下回っている場合とする。

第六条第一項の表原子炉設置者の項下欄中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）」を「規制法」に改める。

第七条第一号の表のイの項上欄中「限る」を「限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く」に改め、同表のチの項を同表のリの項とし、同表のトの項上欄中「イからくまで」を「イからトまで」に改め、同項下欄中「放出し、又は放出する」を「放出され、又は放出される」に改め、同項を同表のチの項とし、同表のくの項上欄中「ホ及びくに掲げるもの及び」を「ホ及びくに掲げるもの並びに」に改め、同項を同表のトの項とし、同表のホの項の次に次のように加える。

〈　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	(1)　使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの水位まで低下すること。 (2)　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出されるおそれがあり、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

第八条第一号中「くからチまで」を「くからリまで」に改める。

第十四条の表のイの項上欄中「限る」を「限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く」に改め、同表のトの項上欄中「イからくまで」を「イからトまで」に改め、同項下欄中「放出し、又は放出する」を「放出され、又は放出される」に改め、同項を同表のチの項とし、同表のくの項上欄中「ホに掲げるもの及び」を「ホ及びくに掲げるもの並びに」に改め、同項を同表のトの項とし、同表のホの項の次に次のように加える。

〈　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	(1)　使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 (2)　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出されるおそれがあり、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十七年八月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○農林水産省告示第千二百三十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十七年五月十八日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が平成30年１月15日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第40473号	成形複合肥料	くみあい粒状固形肥料８・４・５	日本肥糧株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第58313号	化成肥料	くみあい苦土入り燐酸加里化成高度Ｓ36号	小野田化学工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目６番２号
生第58351号	成形複合肥料	ペントナイト入り育苗複合肥料６号	大日本産肥株式会社	福岡県北九州市門司区大字門司2732番地の４
生第63414号	化成肥料	テーデーＧ化成肥料899号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第63447号	液状複合肥料	尿素入りおもだか複合液肥２号	日本液体肥料株式会社	埼玉県さいたま市北区別所町37番地の12
生第68142号	加工りん酸肥料	マグリン	東菱肥料株式会社	茨城県神栖市砂山４番地
生第68156号	化成肥料	マルナカ複合肥料ユーキペレ878	中部飼料株式会社	愛知県知多市北浜町14番地６
生第68159号	化成肥料	アニマック有機入り化成肥料特280	日新化成工業株式会社	愛知県蒲郡市浜町47番地
生第68169号	化成肥料	苦土有機入り複合697	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第68173号	化成肥料	コーボ九重９号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第68174号	化成肥料	彗星５号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第68175号	化成肥料	わかば１号	清和肥料工業株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第68177号	化成肥料	大菊乾燥粒状肥料	日本ダイホスカ株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第70765号	化成肥料	ダイホスカ特８	村上物産株式会社	茨城県神栖市砂山４番地
生第70778号	家庭園芸用複合肥料	ハイポネックス液５－10－５	ジェイカムアグリ株式会社	東京都世田谷区経堂２丁目６番６号
生第77439号	化成肥料	くみあい苦土有機入り化成特Ｓ028号	日本肥糧株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第77457号	成形複合肥料	粒状固形肥料Ｂ26	興国肥料有限会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
生第83405号	化成肥料	みどり有機入り化成680	東菱肥料株式会社	東京都港区芝公園一丁目４番１号
生第83408号	化成肥料	東菱有機入り886号		茨城県神栖市砂山４番地